

改訂表 2025 旅程管理研修（海外実務・語学・国際運送約款）

国際運送約款（日本航空）の改定（2024 年 12 月 28 日発効）に伴いまして、テキストの該当部分を改訂いたします。以下の改訂表により、訂正のうえご使用いただきますようお願い申し上げます。

2025 年 2 月 20 日
（株）JTB 総合研究所

【第 2 章 国際運送約款】

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P15 国際運送約款 3)	3)本書では 2022（令和 4）年 9 月 20 日発効の	3)本書では 2024（令和 6）年 12 月 28 日発効の
P25 第 18 条（運送人の責任）① 旅客の身体 1 行目	限度額：旅客一人あたり、 128,821 SDR	限度額：旅客一人あたり、 151,880 SDR
7 行目	（略） 128,821 SDR≒2,540 万円	（略） 151,880 SDR≒2,998 万円
P26 同条②手荷物 1)	1) 限度額：旅客 1 人あたり、 1,288 SDR≒25.4 万円	1) 限度額：旅客 1 人あたり、 1,519 SDR≒30 万円

以上